下呂市告示第 235 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第5条第2項の規定により告示します。

令和5年12月28日

下呂市長 山内 登

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| | 所 在 地 | 名称 | 1日にり規制 |
| 下呂市立 | 下呂市金山町金山 | 特定非営利活動法人ふるさと金山 | 令和6年4月1日~ |
| かなやまこども園 | 2301 番地 3 | 理事長 佐古 保 | 令和9年3月31日 |